

## 建築物等色彩協議実施要領

### 1 目的

この要領は、建築物等色彩協議要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定により、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 協議対象

要綱第1条に定める協議の対象は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法第2条第1号に規定する建築物
- (2) 工作物のうち次に掲げるもの
  - ア 高さが6mを超える煙突
  - イ 高さが15mを超える柱
  - ウ 高さが4mを超える広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、その他これらに類するもの（ただし、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条に規定する屋外広告物は除く。）
  - エ 高さが8mを超える高架水槽、サイロ、物見塔、その他これらに類するもの
  - オ 高さが2mを超える擁壁（ただし、石造、コンクリート造の素材色を用いる擁壁は除く。）
  - カ 橋梁、歩道橋、鉄道のガード、その他これらに類するもの
  - キ レディミクストコンクリートの製造プラント、アスファルトの製造プラント、その他これらに類するもの
  - ク その他、柵、街路灯の柱等、景観形成に影響があると思われるもの

### 3 色彩景観形成地区（以下「形成地区」という。）の指定

#### (1) 形成地区の要件

色彩景観の形成を重点的に図る必要があると認められる地区や市民の発意がある地区とし、概ね次のいずれかに該当するものとする。

- ア 街路延長が200m以上（中高層5棟程度又は戸建20戸程度）の街路周辺
- イ 街区面積が0.2ha以上（中高層5棟程度又は戸建20戸程度）の地域

#### (2) 形成地区の範囲及び色彩指針

市長は、要綱第2条の規定により形成地区を指定するときは、当該形成地区に居住している市民、土地又は建築物及び工作物等を所有している者、当該地区で営業している者と協働し地区の範囲及び当該地区の色彩指針を横須賀市景観計画に基づき定めるものとする。

#### (3) 形成地区の色彩指針

要綱第3条第2項に規定する色彩指針には、次の事項を定める。

- ア 色彩基準（外観の基調色及びアクセントカラーの色相、明度、彩度）

イ 配慮事項

4 協議の実施

要綱に基づく協議は都市部まちなみ景観課が実施する。

5 提出図書

(1) 要綱第3条第1項に規定する協議及び第2項に規定する変更協議は、色彩協議書(第1号様式)を提出して行うものとする。

(2) 要綱第3条第4項の規定に基づき学識経験者の意見を聴く者は、色彩協議書のほか次表に定める図書を添えるものとする。

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取り図	1/2,500 程度	方位、道路、目標となる建物
配置図	1/200 程度	
各面の立面図	1/200 程度	着色する
現況写真		周辺の状況を含める
完成予想カラーパース		
色彩計画における周辺への配慮事項についての説明書		

(附 則)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

色彩（変更）協議書

年 月 日								
(あて先) 横須賀市長 様								
事業者		住所 氏名 電話 ( )						
連絡先		住所 氏名 電話 ( )						
建築物等色彩協議要綱第3条の規定により、色彩協議書を提出します。								
行為の場所		横須賀市						
色彩景観形成地区		該当 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり						
行為の予定期間		年 月 日 ~ 年 月 日						
行為の種類別		新築(新設)・増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替え・色彩の変更						
建築物概要	主要用途	住宅・共同住宅・( )		工作物概要	種類			
	高さ・階数	m・地下/地上: / 階			高さ(長さ)	m ( m)		
	延べ面積	m <sup>2</sup>			築造面積	m <sup>2</sup>		
地域特性		用途の現況	住居系地域・商業系地域・工業系地域・その他の地域					
		自然環境	海辺周辺・緑の多い地域・その他の地域					
色彩計画		屋根材:	外壁材:		( ):			
		色相:	明度:	彩度:	色相:	明度:	彩度:	色相:
※協議欄		<input type="checkbox"/> 色彩指針又は色彩基準に適合するため、上記の色彩計画とした。 <input type="checkbox"/> 色彩指針又は色彩基準に適合しないため、協議を実施し下記の色彩計画とした。 <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4項に該当するため、景観について学識経験を有する者の意見を聴き、協議を実施し下記の色彩計画とした。						
		屋根材:	外壁材:		( ):			
		色相:	明度:	彩度:	色相:	明度:	彩度:	色相:
※協議日		年 月 日		※協議結果		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合		

- 注意**
- 1 色彩計画の欄はマンセル値を記入してください。
  - 2 ※の欄は記入しないでください。
  - 3 関係図書の添付が必要となる場合があります。(裏面参照)

受付印

色彩指針又は色彩基準に適合しない建築物及び工作物の場合は、次表に定める図書を添付してください。

(1) 付近見取り図	(4) 現況写真（周辺の状況を含める。）
(2) 配置図	(5) 完成予想カラーパース
(3) 各面の着色した立面図	(6) 色彩計画に際し、周辺への配慮事項についての説明書

※事務処理欄